

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例案について

生活衛生課

1 改正理由

レジオネラ属菌の感染を防止するため、浴場業を営む者及び旅館業を営む者がその営業施設について講ずべき衛生に必要な措置の基準を追加する必要がある。

2 改正内容

(1) 公衆浴場法施行条例

- ① 集毛器は毎日清掃し、及び消毒すること。
- ② 水位計配管は1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。
- ③ シャワー設備は、6月に1回以上点検するとともに、1年に1回以上洗浄し、及び消毒すること。
- ④ ろ過器及び消毒装置は、浴槽に湯又は水があるときは、常に作動させること。
- ⑤ その他所要の規定の整理を行うこととする。

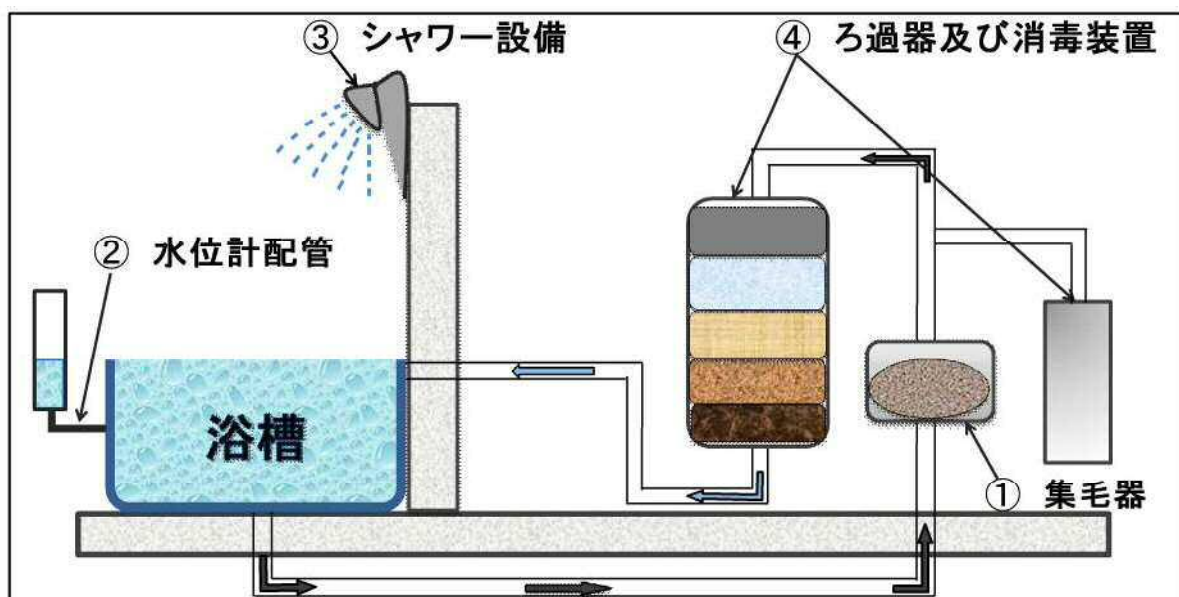
(2) 旅館業法施行条例

- (1) 公衆浴場法施行条例と同様。

3 施行期日

この条例は、令和2年2月1日から施行することとする。

<参考図>



公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表
公衆浴場法施行条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
<p>（衛生措置等の基準）</p> <p>第三条 法第三条第二項の規定による浴場業を営む者が講じなければならぬ浴場（前条第二号に掲げる浴場を除く。）についての換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置（以下「衛生措置等」という。）の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～六 略</p> <p>七 浴室の床には、耐水性の材料を用い、汚水が停滞しないよう適当な勾配を設けること。</p> <p>八 略</p> <p>九 浴槽内の湯又は水は、毎日（浴槽内の湯又は水を循環させ、ろ過する設備（以下「循環ろ過設備」という。）を利用して当該湯又は水を、二十四時間以上にわたり、全て取り替えることとなく使用する方式の浴槽（以下「連日使用型循環浴槽」という。）内の湯又は水にあつては、一週間に一回以上）取り替え、特に汚染したときはその都度取り替えること。</p> <p>十・十一 略</p> <p>十二 循環ろ過設備の循環経路に、毛髪その他これに類するものを除去する設備（以下「集毛器」という。）を設けること。</p> <p>十三 男女用に区別した入浴者用便所を設け、その手洗設備には、石けん、消毒液その他これに類するものを常備すること。</p> <p>十四 略</p> <p>十五 集毛器は、毎日清掃し、及び消毒すること。</p> <p>十六 水位計配管は、一週間に一回以上清掃し、及び消毒すること。</p>	<p>（衛生措置等の基準）</p> <p>第三条 法第三条第二項の規定による浴場業を営む者が講じなければならぬ浴場（前条第二号に掲げる浴場を除く。）についての換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置（以下「衛生措置等」という。）の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～六 略</p> <p>七 浴室の床には、耐水性の材料を用い、汚水が停滞しないよう適当な勾配を設けること。</p> <p>八 略</p> <p>九 浴槽内の湯又は水は、毎日（浴槽内の湯又は水を循環させ、ろ過する設備（以下「循環ろ過設備」という。）を利用して当該湯又は水を、二十四時間以上にわたり、すべて取り替えることとなく使用する方式の浴槽（以下「連日使用型循環浴槽」という。）内の湯又は水にあつては、一週間に一回以上）取り替え、特に汚染したときはその都度取り替えること。</p> <p>十・十一 略</p> <p>十二 循環ろ過設備の循環経路に、毛髪その他これに類するものを除去する設備を設けること。</p> <p>十三 男女用に区別した入浴者用便所を設け、その手洗設備には、石けん又は消毒薬を常備すること。</p> <p>十四 略</p>

十七・十八 略

十九 シャワー設備は、六月に一回以上点検するとともに、一年に一回以上洗浄し、及び消毒すること。

二十 ろ過器及び消毒装置は、浴槽に湯又は水があるときは、常に作動させること。

二十一～二十四 略

(個室に入浴設備を設ける浴場等の衛生措置等の基準)

第四条 個室に入浴設備を設ける浴場についての衛生措置等の基準は、前条第二号、第三号、第五号、第六号、第十号から第十二号まで及び第十四号から第二十号までの規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

一～十五 略

2 蒸気又は熱気を利用する浴場についての衛生措置等の基準は、前条第二号から第六号まで及び第九号から第二十四号までの規定並びに前項第一号から第三号まで、第五号、第六号、第十四号及び第十五号の規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

一・二 略

(衛生措置等の基準の特例)

第五条 知事は、第二条第三号に掲げる浴場その他衛生上及び風紀上支障がないと認める浴場については、第三条第三号、第七号から第九号まで、第二十二号及び第二十四号に規定する基準に關し必要な特例を定めることができる。

十五・十六 略

十七～二十 略

(個室に入浴設備を設ける浴場等の衛生措置等の基準)

第四条 個室に入浴設備を設ける浴場についての衛生措置等の基準は、前条第二号、第三号、第五号、第六号、第十号から第十二号まで及び第十四号から第十六号までの規定の例によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一～十五 略

2 蒸気又は熱気を利用する浴場についての衛生措置等の基準は、前条第二号から第六号まで及び第九号から第二十号までの規定並びに前項第一号から第三号まで、第五号、第六号、第十四号及び第十五号の規定の例によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一・二 略

(衛生措置等の基準の特例)

第五条 知事は、第二条第三号に掲げる浴場その他衛生上及び風紀上支障がないと認める浴場については、第三条第三号、第七号から第九号まで、第十八号及び第二十号に規定する基準に關し必要な特例を定めることができる。

旅館業法施行条例の一部改正（第二条による改正）

新	旧
<p>（衛生措置の基準）</p> <p>第五条 法第四条第二項の規定による旅館業の施設の衛生措置の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～七 略</p> <p>八 循環ろ過設備の循環経路に、毛髪その他これに類するものを除去する設備（以下「集毛器」という。）を設けること。</p> <p>九 略</p> <p>十 集毛器は、毎日清掃し、及び消毒すること。</p> <p>十一 水位計配管は、一週間に一回以上清掃し、及び消毒すること。</p> <p>十二・十三 略</p> <p>十四 シャワー設備は、六月に一回以上点検するとともに、一年に一回以上洗浄し、及び消毒すること。</p> <p>十五 ろ過器及び消毒装置は、浴槽に湯又は水があるときは、常に作動させること。</p> <p>十六 便所の手洗設備には、石けん、消毒液その他これに類するものを常備し、共用の手拭い等を備え付けないこと。</p> <p>十七 略</p>	<p>（衛生措置の基準）</p> <p>第五条 法第四条第二項の規定による旅館業の施設の衛生措置の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～七 略</p> <p>八 循環ろ過設備の循環経路に、毛髪その他これに類するものを除去する設備を設けること。</p> <p>九 略</p> <p>十・十一 略</p> <p>十二 便所の手洗設備には、石けん、消毒液等を常備し、共用の手拭い等を備え付けないこと。</p> <p>十三 略</p>